

石岡市指定給水装置工事事業者の指定事項変更届出について

変更事由	必要となる提出書類・添付書類	
	法人の場合	個人の場合
① 事業者の氏名または名称を変更したとき	様式第 10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書)	
	《添付書類》	
	・登録事項証明書(原本) ・定款の写し	住民票の写し (省略していないもの)
② 代表者または役員の氏名を変更したとき	様式第 10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) 様式第 2 (誓約書)	
	《添付書類》	
	・登録事項証明書(原本)	・住民票の写し (省略していないもの)
③ 住所または所在地を変更したとき	様式第 10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書)	
	《添付書類》	
	・登録事項証明書(原本) ・事務所の位置図、配置図	・住民票の写し (省略していないもの) ・事務所の位置図、配置図
④ 給水装置工事主任技術者の選任で変更等があったとき	様式第 3 (給水装置工事主任技術者選任・解任届出書)	
	《添付書類》	
	・給水装置工事主任技術者免状の写し(選任のみ) ・給水装置工事主任技術者証の写し(選任のみ)	
⑤ 給水工事主任技術者の解任があったとき	様式第 3 (給水装置工事主任技術者選任・解任届出書)	
	《添付書類》	
	なし	

(注意：追加資料について)

上段変更事由の提出の際には「石岡市指定給水装置工事事業者業務内容確認書」を提出すること。(なお、確認内容に変更がない場合には提出不要)